委託契約書(案)

1. 委託業務の名称 空調設備保守管理業務委託

2. 委託業務の場所 福島県立大笹生支援学校

3. 委 託 料 の 額 金 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円)

4. 委託の期間 着 手令和7年6月 1日

履行期限 令和8年3月31日

5. 契 約 保 証 金 金 円也

上記の委託業務について、発注者 福島県 を「甲」とし、受注者 〇〇〇 を「乙」 として、次の各条項により委託契約を締結する。

(委託業務の内容)

第1条 委託業務の内容は、別紙「空調設備保守管理業務委託仕様書」のとおりとする。

(指示事項の報告)

- 第2条 甲は当該業務に必要な事項を乙に指示し、乙は甲の指示に従って当該業務を契 約期間内に完了するものとする。
- 2 乙は、点検月の業務を完了したときは、速やかに業務完了報告書を甲に提出し確認を受けるものとする。
- 3 乙は、当該業務に着手及び当該業務を全て完了したときは、遅滞なく甲に「委託業務着手届」(別紙様式1)及び「委託業務完了届」(別紙様式2)を提出しなければならない。

(業務の確認)

第3条 甲は、乙より業務完了の報告を受けたときは、10日以内に履行確認をするものとする。

(委託料の請求及び支払い)

- 第4条 乙は、第3条の確認を受けて甲に適正と認められたときは、甲に対して委託料 を請求するものとする。
- 2 甲は、乙が提出する適法な請求書に基づき、それを受理した日から30日以内に当該金額を支払うものとする。なお、支払いは年2回とし、各回の支払額は別表のとおりとする。
- 3 甲の責めに帰すべき事由により、前項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払防止法に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)の遅延利息

の支払いを甲に請求することができる。

(秘密の保持)

第5条 乙は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約終 了後も同様とする。なお、個人情報を取扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記 事項」を遵守しなければならない。

(業務の補正)

第6条 乙は、履行確認の結果、業務の内容について補正を命ぜられた場合は、甲の命令に従い、遅滞なく当該補正業務を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させてはならない。

(契約の変更、中止、解除)

第8条 甲は必要と認めたときは、乙と協議のうえ、この契約の一部もしくは全部を変更、中止又は解除することができる。

(賠償責任及び免責)

第9条 委託契約期間内に乙の責めに帰すべき事由により、盗難、破損、その他事故が 発生した場合は、その損害は乙が賠償するものとする。ただし、天災地変、その他避 けることができない非常災害に基づく事由により生じた損害は、この限りでない。

(遅延利息)

第10条 乙の責めに帰すべき事由により、乙の業務履行が遅滞したときには、乙は甲に対し遅延相当額に、政府契約の支払防止法に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)を遅延利息として支払うものとする。

(談合による損害賠償)

- 第11条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかにに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年度公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当る場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。
 - (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の

規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

- (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が上記に規定する賠償金の額を超える場合においては、その超過分に対して乙に賠償を請求することを妨げるものではない。

((甲の解除権)

- 第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 一 乙が正当な理由により契約の解除を申し出たとき。
 - 二 乙が契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
 - 三 乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。
 - 四 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与してい ると認められるとき。
 - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する などしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると 認められるとき。
 - へ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該 当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手 方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の 解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
 - 五 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは 社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成 23 年福島県公安委員会 規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

六 前各号のいずれかに該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないと甲が認めたとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第13条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額 又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除に より甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければなら ない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除 の場合は、この限りでない。
 - 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
 - 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
 - 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法 律第 154 号)の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法 律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日(乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日)までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(契約外の事項)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義について は、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第15条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(代表者変更の届け出)

第16条 乙は代表者に変更があったときは、遅滞なく代表者変更に係る登記簿謄本その他のこれを証する書面を添えて甲に届け出なければならない。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者(甲) 住所:福島市大笹生字爼板山182-2

氏名:福島県

福島県立大笹生支援学校長

受注者(乙) 住所:

氏名:

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、個人 の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならな い。

(秘密の保持)

- 第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的 に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。
 - 2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその 在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはな らないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。 (収集の制限)
- 第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成する ために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

- 第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
 - (作業場所の指定等)
- 第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分(以下「個人情報取扱事務」という。) について、甲の指定する場所で行わなければならない。
 - 2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う 個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

- 第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録 された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去 し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限 りでない。
 - 2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならな

11

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の 消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確 認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

- 第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。
 - 2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

- 第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して 必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことがで きる。
 - 2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

- 第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。
 - 2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約 により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければ ならない。

(労働者派遣契約)

第 13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合に は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しな ければならなない。

(損害賠償)

- 第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。
 - 2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は 遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。